

# 地方と東京圏の大学生・高校生対流促進事業（内閣府地方創生推進室）

令和2年度予算概算決定額 1.7億円

（元年度予算額 2.0億円）

## 事業概要・目的

- 地方圏と東京圏の大学の単位互換をはじめとした連携により、大学生が地方圏と東京圏を相互に対流する取組に加え、高校生の段階で地方の魅力を認識する取組を進めることは、将来的なUIJターンの促進や関係人口の増大という観点での効果が期待されます。
- 地域の将来を支える人材を育成する観点から、高校生の段階で、地域への理解や愛着を深めることが重要です。とりわけ、高校生が育った地域と異なる地域の高校で一定期間を過ごす「地域留学」は、地方の魅力を知る機会としてとして有効と考えられるとともに、将来的には「関係人口」として地域との多様かつ継続的な関わりを持つことが期待されます。
- このため、大学生の対流の促進とともに、全国から高校生が集まるような高校の魅力化を行うことにより、高校生の「地域留学」を促進します。

## 事業イメージ・具体例

### ①大学生の対流の促進

地方圏と東京圏の大学が、学生の対流等に関する協定を締結し、地方公共団体や産業界の協力を得て、地域産業の魅力発信のためのプロジェクトや、東京圏の学生が地方の魅力を体験できるプログラムを策定した場合に、補助金により支援します。

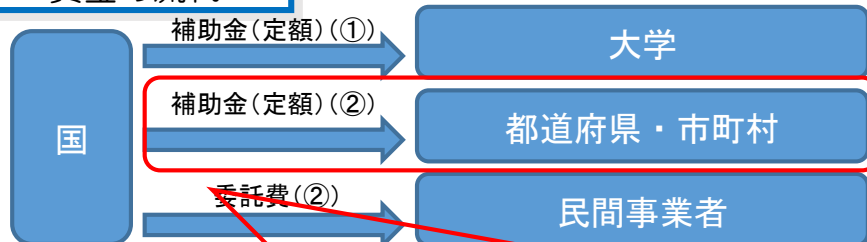
### ②高校生の「地域留学」の促進

高校生の「地域留学」による関係人口の増大を目指す地方公共団体は、全国から高校生が集まるような魅力化に取り組む高校、大学、企業、NPO等とコンソーシアムを構築し、高校生の「地域留学」に関する中長期的な計画を策定します。

当該計画のうち効果が見込まれるものについて、高校と地域をつなぐコーディネーターの配置等による高校魅力化のためのモデルとなる取組を、補助金により支援します。

また、地域留学を円滑に進めるための仕組みづくりを行うとともに、各地の高校魅力化の取組を横展開し、更なる取組の促進を図るため、イベント等を実施します。

## 資金の流れ

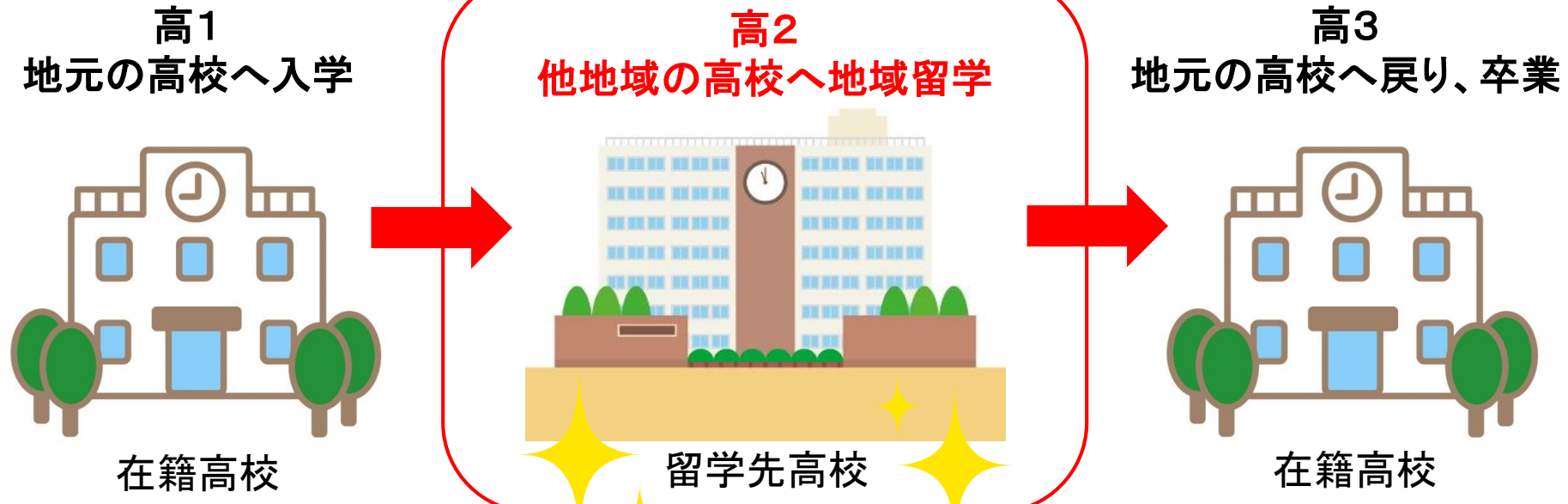


## 期待される効果

- 東京圏の大学生が地方の新たな魅力を発見し、地方への新しい人の流れを生み、人材の育成を図ります。
- 高校魅力化に関する協力体制を構築し、高校を核とした地域活性化を推進します。また、高校段階で地方の魅力をすることで、将来の地域の担い手を育成し、地方創生につながります。

高校生の地域留学の推進のための高校魅力化：1億円（1000万円程度×10件を想定）

# 本事業で想定する「地域留学」のイメージ



その高校ならではの魅力的な高校生活を送れるよう、  
地域留学生を全面的にサポート！  
(留学生は留学先での生活に係る実費のみを負担することを想定)

地域留学を行う期間の単位認定は、学校教育法施行規則第97条第1項(学校間連携)を適用して対応いただくことを想定しています。文部科学省とも調整の上、こうした運用の詳細についてのガイドラインをお示しする予定です。  
地域留学を行う生徒の学びが実りあるものとなるよう、生徒を送り出す高校・受け入れる高校の双方が連携し、必要なサポートを行っていただくよう、お願いいたします。

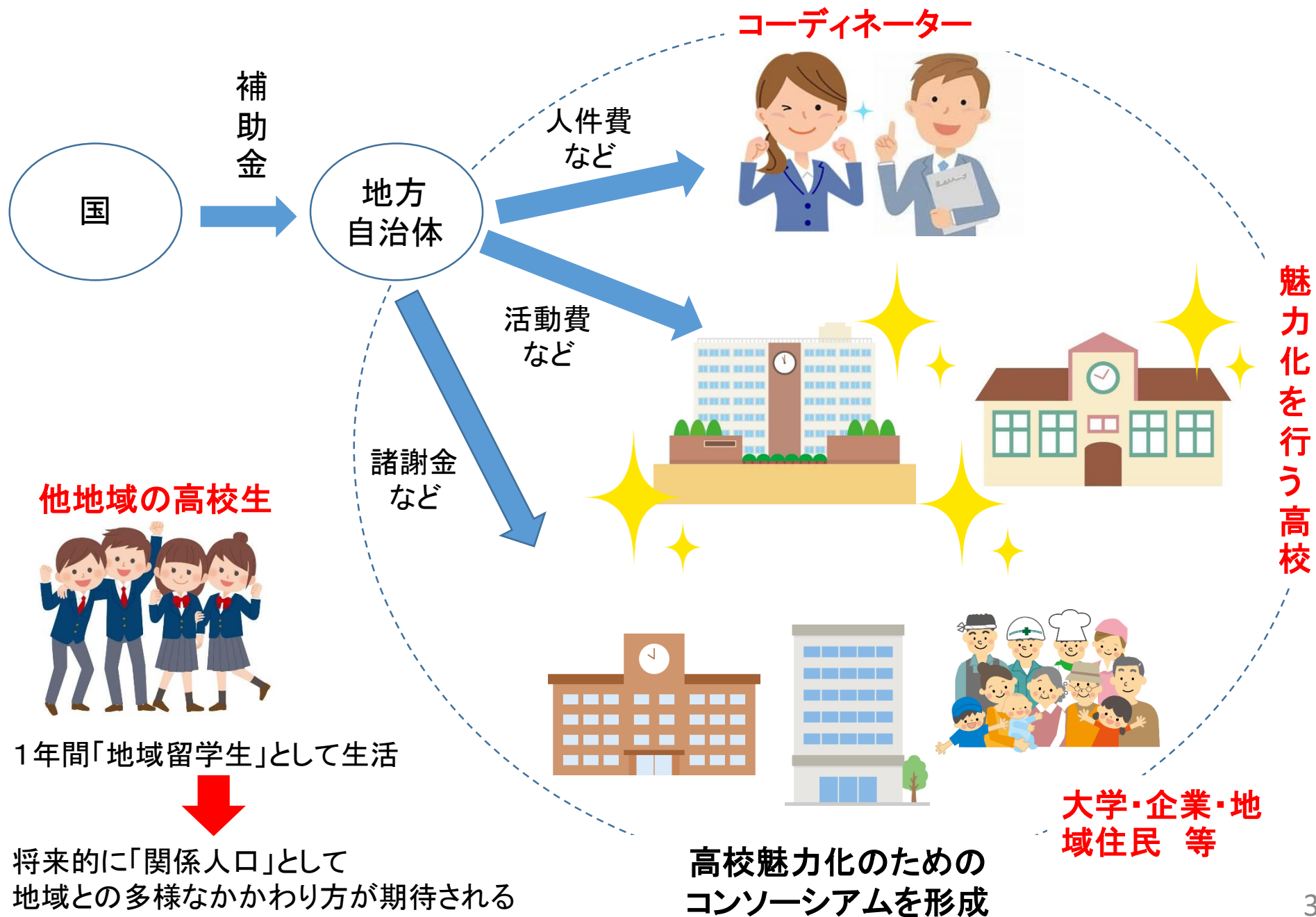
(参考) 学校教育法施行規則

第97条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2・3 (略)

第99条 第97条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定(注：大学・高専等における学修や、知識・技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動に係る学修)に基づき与えることのできる単位数の合計数は36を超えないものとする。

# 本事業で想定している各地域における推進体制



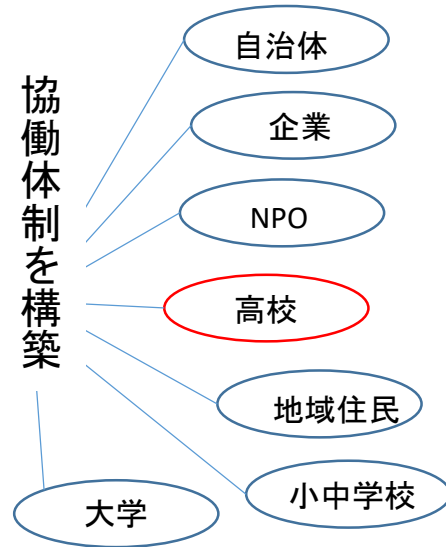
# コーディネーターのイメージとその役割

## コーディネーター

(既存の人材がない場合は配置を支援)



協働体制を構築



### 主な役割

#### 【地域づくり】

- ① 地域の課題を抽出
- ② 将来のビジョンづくり
- ③ 地域資源の掘り起こし・開発

#### 【高校を活用】

- ④ 高校を活用した取組の企画・支援
- ⑤ 高校魅力化を実現
- ⑥ 地域留学のための環境整備

#### 【地域に根付く】

- ⑦ 取組継続のための社会資源の確保

関係人口として  
継続的に関与



課題:

誇れる「名物」がない

ビジョン:

地場のフルーツを使ったスイーツ開発

地域資源:

- ・「食物科」をもつ専門高校
- ・地元出身の一流パティシエ
- ・協力的な商店街、小売店

高校魅力化:

一流パティシエとスイーツ開発に取り組むことができる食物科づくり

必要な支援:

- ・パティシエ招へいに係る旅費・謝金
- ・商品試作に要する費用
- ・プロモーションに要する費用
- ・東京圏をはじめとする他地域からの見学の際の移動費(一部) 等



想定される効果:

【地域・高校】

知名度やブランド力の向上、商店街の活性化

【地元の高校生】

地元の魅力の再発見、地元への定着や貢献意識

【他地域の高校生】

「ならでは」のチャレンジが可能、地域の魅力を認識

## 申請主体

東京23区を除く、すべての地方公共団体。  
高等学校を設置していない地方公共団体もOKです。  
(例:域内の県立高等学校の魅力化に市町村が取り組む)

## 対象となる高等学校

東京23区に所在するもの及び通信制・定時制を除く、すべての国・公・私立高等学校。  
複数の高等学校を対象とした申請、複数の市町村にまたがる申請もOKです。

## 申請の条件

地域の課題やビジョンを踏まえ、取組を担うコーディネーターが存在すること。  
その取組のために連携・協働するコンソーシアムが構築されていること。  
地域留学生の学習・生活環境が整備されていること(高等学校の定員枠、寮 等)。

## 支援規模・期間

1,000万円(補助率100%)程度、5年間を予定(継続にあたって審査あり)。  
1,000万円は目安であり、上限は設けません。計画の内容に応じて柔軟に対応します。  
ただし、申請にあたっては、6年後の自走に向けた計画の提出を求めます。

## 支援の対象(主に想定されるもの)

コーディネーターの person 費、高校の魅力化に係る活動費、活動に係る諸謝金 等。